

府政防第37号  
消防災第4号  
令和8年1月16日

各都道府県消防防災主管部長 様

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（調査・企画担当）  
消防庁国民保護・防災部防災課長

「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」及び  
「市町村における津波避難計画策定指針」の改定について

平素より防災行政の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年7月のカムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波に際しては、炎天下の中、長時間にわたって津波警報が発表され、避難時や避難先での熱中症や、暑さをしのぐために一度避難した場所から別の場所に避難するなど、避難のあり方についての課題が見受けられたことから、大規模地震防災対策推進検討会（令和7年12月報告）（別紙1）の指摘を踏まえ、指定緊急避難場所の機能面等についての充実を図ることとしました。

また、津波警報や津波注意報が発表された市町村を対象として、避難指示発令等に関する調査を実施したところ、避難指示の発令やシステムへの入力が遅れた団体や、避難指示の発令基準や避難対象地域を設定していない団体などがあったことが明らかになりました（別紙2）。

については、指定緊急避難場所の機能面等の充実や、迅速かつ的確な避難指示発令等を図るため、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き（以下、「手引き」という。）（別紙3）」及び「市町村における津波避難計画策定指針（以下、「指針」という。）（別紙4）」を改定しました。

津波による被害が想定される都道府県におかれても、下記の事項について関係市町村に周知するとともに、必要な助言や支援を行っていただきますようお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

## 1 平時からの取組

### （1）避難指示の発令対象地域の設定

指針においては、発令基準における発令対象区域について、津波警報等で発表される津波高に応じて発令対象とする区域が異なるため、市町村毎に発令対象区域をあらかじめ定めておく必要があるとされている。この趣旨を十分に踏まえ、避難指示の発令対象区域を適切に設定すること。

＜参考＞指針 p22-23

津波警報等で発表される津波高に応じて、発令対象とする区域は異なるため、市町村毎に発令対象区域をあらかじめ定めておく必要がある。

発令対象区域を設定する際は、以下に示す設定の考え方に基づき、いざというときに市町村長が躊躇なく発令できるよう、国・都道府県の協力・助言を積極的に求めながら、具体的な区域を設定する。

- (1) 大津波警報の発表時：最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする
- (2) 津波警報の発表時：海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域を対象とする
- (3) 津波注意報の発表時：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする

※「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）も参照されたい。

## (2) 避難の方法

防災基本計画においては、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とすること、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町村は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとすることとされている。

今般のカムチャツカ半島東方沖を震源とする地震に伴う津波の際にも、車避難により渋滞が生じた市町村があったことを踏まえ、やむを得ず自動車避難を行う場合に備え、地域による自動車利用の選定や、駐車スペースの拡充など、住民等の円滑な避難の確保に努めておくこと。

また、大津波警報や津波警報発表中においては、避難した場所から津波リスクがある場所を通過して、別の場所に移動することは避けるべきではあるが、健康上やむを得ない事由等により、緊急的に移動が必要な場合に限っては、最大限、避難者の安全を確保したうえで、津波リスクが低い安全な経路で移動するものとする。

＜参考＞手引き p34（指針 p33-34 に同様の記載あり）

徒歩避難が原則であるが、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合には、交通渋滞等による逃げ遅れが生じないよう、地域による自動車利用の選定や避難経路の確保、駐車スペースの拡充など、あらかじめ安全に避難できる方策を検討し、平時から避難訓練を行うなど住民等の円滑な避難の確保に努めるものとする。

＜参考＞手引き p34、指針 p34

大津波警報や津波警報発表中において、避難した指定緊急避難場所から津波リスクがある場所を通過して、別の場所に移動することは避けるべきである。生命の危険がある等の健康上やむを得ない事由等により、緊急的に移動が必要な場合に限っては、津波の発生状況をスマートフォン等で確認するなど、最大限、避難者の安全を確保したうえで、津波リスクが低い安全な経路で移動するものとする。

### (3) 指定緊急避難場所の滞在環境

指定緊急避難場所は、高台にある公園や広場といったオープンスペースや駐車場、グラウンド等の発災後に一定期間滞在する場としては必ずしも適切でない場合がある。しかし、避難が長時間にわたった場合、避難環境によっては熱中症や低体温症などの健康被害が生じる恐れがあるため、熱中症対策及び防寒対策を推進や自助の啓発等、適切に対応すること。

＜参考＞手引き p28、指針 p30

避難が長時間にわたることも想定し、指定緊急避難場所の熱中症対策および防寒対策として、テントや飲料水、冷却剤、防寒具、非常食、簡易トイレなどの備蓄品を可能な範囲で備えることや、防災東屋や防災コンテナなどの施設整備を推奨する。

なお、遠地津波の場合は津波が到達するまでに一定の時間有することから、避難時に個人で飲料水や体を冷やす冷却グッズや、体を温める防寒グッズなど備蓄品を用意した非常持ち出し袋の携帯を呼びかけるなど自助を促すことも効果的である。

また、指定緊急避難場所は一時退避が目的であり、長時間の滞在は想定していないため、避難者の救助等の観点から避難者を把握することも重要である。無線機やトランシーバー、衛星電話などの設置や、監視カメラ、ドローンなどのデジタルツールの活用などにより、避難者の把握に努めるものとする。

## 2 発災時の対応

### (1) 避難指示の発令

指針においては、津波警報等が発表された場合には、基本的には避難指示のみを発令することとしている。この趣旨を十分に踏まえ、各市町村であらかじめ定めた発令基準に基づき、危険な区域に対して避難指示を発令する等、適切に対応すること。

＜参考＞指針 p49

どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。

※「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）も参照されたい。

## (2) 防災情報システムへの入力

また、避難指示の発令状況については、防災情報システムに入力された情報をもとに、国・地方自治体・メディアは全体像を把握するとともに情報発信を行っているため、避難指示の発令後は速やかに防災情報システムに「対象地域・対象世帯・対象人数」を入力すること。

### <本件連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付

中路、堀尾 (TEL: 03-5797-7693)

消防庁国民保護・防災部防災課

木村(聖)、小坂、田崎、木村(将) (TEL: 03-5253-7525)